

特集

「裁判どうしよう……」 悩むあなたを司法書士が支えます

訴えられちゃったオレ
どうすりゃいいの？

Q&A

司法書士なんでも相談室

- ・債務整理にはどんな方法がある？
- ・死後の後始末を専門家に任せたい

連載

世界の偉人に学ぶ！

鴨長明



「裁判どうしよう……」

悩むあなたを司法書士が支えます

事例 1

知人に貸した30万円を返してもらえません。自分も生活が苦しいので、何とか取り返したい。



裁判を
したいけど、
お金や時間が
かかりそうで
ムリかな……

事例 2

1年しか住んでいない部屋から退去するとき、大家から敷金を返してもらえず、クリーニング代まで請求されました。納得できない！



裁判所に
呼び出されて
不安だけど、
弁護士を頼むお金
なんてないし…

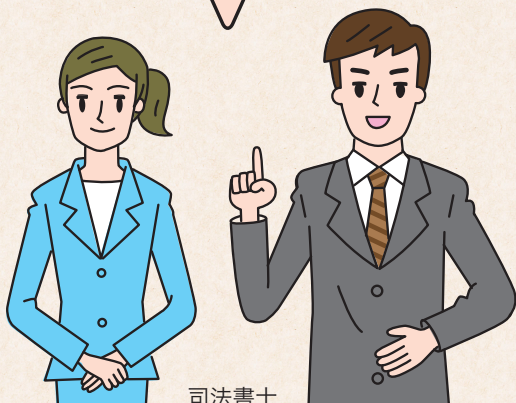
事例 3

別れた彼から「貸した50万を返せ」と訴えられました。あげる、と言われたはずなのに……。



大丈夫、方法があります！

「あきらめたくない」「泣き寝入りしたくない」、そう思ったときは司法書士に相談してください。あなたの裁判を、司法書士がサポートします。



司法書士

司法書士は

裁判書類作成の

エキスパートです

「貸したお金を返してもらえない」「理不尽な請求をされた」などのトラブルに遭って、裁判(訴訟)で解決したいと考えたこととはありますか。しかし、争う金額が数万円から数十万円といった少額の場合、「裁判をしても、弁護士に頼む費用を考えると割に合わない」とあきらめてしまう人が多いのではないかと思います。

そんなときには、「裁判なんて無理」と泣き寝入りをする前に、司法書士に相談してください。司法書士という登記や相続の専門家という印象が強いと思いますが、実は、裁判書類の作成にも長い歴史と経験があります。司法書士のルーツは、江戸時代に農民が訴訟を起こすときに手助けをした「公事宿」にあるといわれており、明治5年に司法書士(当時は旧制度の代書人)の制度が始まったときは、裁判所に提出する訴状の作成が主な役割でした。

また、司法書士は2002年には、簡易裁判所での裁判に代理人として入廷できる「簡裁代理権」を取得しています。

「お金に余裕がないので、裁判費用はできるだけ抑えたい」「忙しくて、裁判に時間をかけられない」など、裁判に直面した人にもさまざまな事情があると思います。あなたの事情に合った形でサポートができるのが、司法書士の強みです。サポートの仕方には、主に以下の2つがあります。

あなたの裁判を司法書士がサポートする場合、主に2つの方法があります

① 司法書士が

「訴訟代理人」になる

認定司法書士は、弁護士と同じように、あなたの「訴訟代理人」となって訴訟活動を行うことができます。代理人報酬を助成する制度もあります。

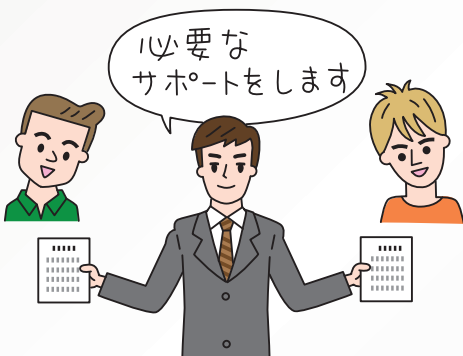
詳しくは、4ページへ

② 本人訴訟を

裁判書類の作成で支援

代理人は立てずに裁判所への出頭などをあなた自身が行う本人訴訟で、勝訴するための重要なポイントとなる裁判書類の作成を支援します。

詳しくは、6ページへ



①司法書士が「訴訟代理人」になる

少額訴訟の場合でも

代理人を頼むことが可能

認定司法書士(※1)は、弁護士と同じように、あなたの「訴訟代理人」として法廷に立つなどの訴訟活動を行うことができます。ただし、簡易裁判所での裁判で「訴訟の目的の価額が140万円を超えない」場合に限りです(※2)。

訴訟代理人の報酬は、案件の内容や依頼する司法書士の料金設定によって違いはありますが、一般的に弁護士よりも安い金額で頼むことができます。少額訴訟(訴訟の目的の価額が60万円以下)などでは、弁護士に代理人を頼むと、たとえ勝訴しても勝ち取った金額が代理人報酬でほとんど消えてしまう、というケースも少なくありません。少額訴訟の代理人を依頼したい場合は、ぜひ認定司法書士に相談してみてください。

また、司法書士は登記や不動産などの専門家でもあるため、これらの分野に関わる裁判については司法書士に強みがある場合が多いです。

※1 認定司法書士とは、司法書士資格を有した者の中で、特別研修を受けて認定審査に合格した、より幅広い業務を扱える司法書士です。東京司法書士会では、約79%が認定司法書士資格を有しています(2024年1月現在)。

※2 140万円を超えるかどうかかわからない場合は、まずはご相談ください。

例えばこんな人に向けています

「忙しくて時間がない」

本人訴訟(6ページ参照)の場合は、あなた自身が裁判所に行かなければなりません。平日に出頭を求められた場合には仕事を休まなければならず、事前の準備にも時間がかかるなど、忙しい方にはかなり負担になることが考えられます。

「法律のことは

わからないので、

専門家に任せたい」

本人訴訟を行うためには、ある程度の法的知識が必要となります。例えば、別れた恋人から「貸した50万円を返せ」と訴えられて「そのお金は贈与されたものなので返却の義務はない」と裁判で主張する場合は、「貸与」と「贈与」の法律上の違いや、「貸与」ではなく「贈与」と主張するためにはどんな証拠が必要かを理解している必要があります。

「すごくあがり症です」

裁判所は、多くの人にとって日ごろ足を踏み入れる機会がなく、敷居の高さを感じがちな場所です。特にあがり症の方の場合、出頭するだけでかなりの緊張やストレスを感じ、裁判官に聞かれたことにつまづき、答えられない、ということも起こります。

「カッとなりやすい

タイプです」

親族や知人とのトラブルの場合、理性的に話すつもりでいても、いざ本人を目の前にすると感情的になってしまふことは珍しくありません。カッとなって怒鳴ったりすると、裁判官の心証が悪くなったり和解が成立しにくくなったりすることが考えられますので、第三者の専門家に任せたいほうが安全です。



「訴訟代理人を頼みたいけど、費用が心配」という方へ

東京司法書士会「少額裁判司法書士報酬助成制度」



訴訟代理人となる
司法書士への報酬を
一部助成する制度です

東京司法書士会では、市民の皆様の「裁判を受ける権利」を守る一環として、司法書士が訴訟代理人になるときにあなたが支払う報酬の一部を助成する制度を設けています。【A】のようなケースで司法書士に訴訟代理人を依頼する場合、【B】の要件に該当すれば、利用することができます。なお、この制度のほかにも、「法テラス」（日本司法支援センター）では、経済的に余裕のない方が利用できる裁判費用の立替制度（民事法律扶助制度）を設けています。そちらも併せてご検討ください。

【A】利用できるケース

- ・民事訴訟または調停の申立をしたい
- ・民事訴訟または調停の申立をしている
- ・民事訴訟の被告となっている
- ・調停の相手方とされている

【B】必要な条件

- ・「相手に請求する額」または「相手から請求されている額」が、**60万円以下**の民事訴訟または調停であること。
- ・民事訴訟または調停が、**過払い金請求や債務整理に関するものではない**こと。
- ・訴訟代理人を依頼した司法書士に、**1万円以上の着手金を支払っている**こと。

※この他にも、東京司法書士会において、助成金を交付することが適当ではないと判断する場合（請求原因が法律上の要件を満たしていない訴訟の場合など）もございます。詳しくは、依頼を予定している司法書士にご確認ください。

Q1 どんなときに利用できますか？

A1 例えば次のようなケースで、争う金額が60万円以下の場合に利用できます。

- ・個人間のお金の貸し借り
- ・交通事故（物損事故）での賠償請求
- ・残業代未払い等の労働問題
- ・未払い家賃の請求
- ・敷金の返還請求

Q2 この制度と法テラスの民事法律扶助制度は併用できますか？

A2 併用はできません。それぞれの制度にメリット・デメリットがありますので、どちらを選ぶのが良いかは、代理人を依頼する司法書士にご相談ください。

Q3 司法書士を紹介してもらえますか？

A3 東京司法書士会では、あなたのご住所や職場の近くの司法書士を紹介しています。7ページ下の「司法書士ホットライン」にお電話ください。また、東京司法書士会のホームページでは司法書士の検索ができます。



② 本人訴訟を裁判書類の作成で支援

裁判のポイントとなる書類作成を 専門家としてサポート

裁判(訴訟)は、訴訟代理人を立てずにあなた(裁判の当事者)自身が行うこともできます。それを「本人訴訟」と言います。日本の民事訴訟では、実は本人訴訟が非常に多く、簡易裁判所での本人訴訟の割合は9割を超えます。少額訴訟(請求額が60万円以下)では、その割合はさらに高くなっています。

それらの裁判で、裁判官に自分の言い分を認めてもらうために欠かせないのは、法的にきちんとした書類や証拠を提出することです。この書類作成は、勝訴のための重要ポイントであると同時に、専門的な知識や経験がないと難しいことでもあります。

司法書士は、あなたの主張や事情をしっかりと聞き取って、訴状や申立書などの裁判に必要な書類を作成することができます。また、訴訟のルールや証拠の集め方などについて、適切なアドバイスをすることもできます。

本人訴訟をしたいけれど一人だけでは不安というとき、あなたの必要に合わせた後方支援を行うことができるのが司法書士です。なお、司法書士が訴訟代理人になる場合には「訴訟の目的の価額が140万円を超えない」という制限がありますが、書類作成による本人訴訟支援には、そのような制限はありません。どんな裁判でもご依頼いただけます。

例えばこんな人に向けています

「できるだけ費用を抑えたい」

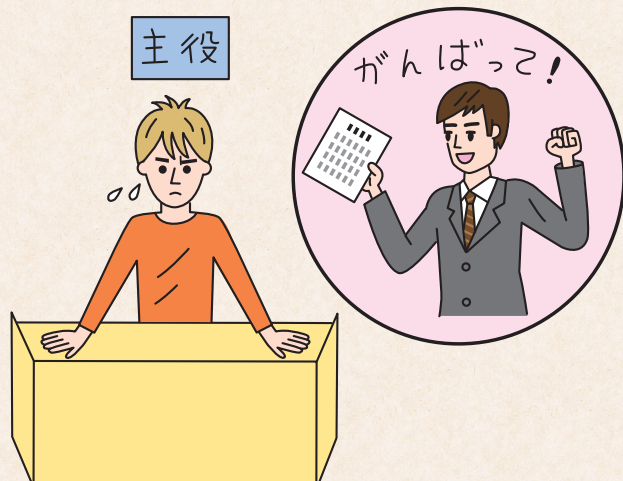
書類作成による本人訴訟支援の場合、代理人報酬は発生しません。必要な書類の作成支援に絞ることで、代理人を頼むよりも裁判にかかる費用を抑えることが可能です。

「自分自身で裁判を闘いたい」

訴訟の主役は、当事者であるあなた自身です。自分の主張を裁判長に直接伝えたい、自分の意思で裁判を進めたい、という思いの強い方には本人訴訟をお勧めします。司法書士はその思いを支えるために、書類作成で専門的なサポートをします。

「必要なところだけ専門家のサポートがほしい」

書類作成による本人訴訟支援は、自分に必要な部分のみに絞ったオーダーメイドの利用ができます。司法書士と相談したうえで、あなたが必要と思う書類の作成を依頼してください。





社会の他の分野同様、裁判の場でも今後IT化が進んでいきます。インターネットを通じて裁判に参加したり、裁判書類のやりとりができるようになるなど便利になる一方、ITが苦手という方には不安もあるかと思えます。
そんな方も、司法書士はしっかりとサポートをしていきます。東京司法書士会で裁判業務推進などを企画する担当理事からのメッセージをお届けします。

Message

IT化の時代にも 国民の皆様の権利保護に 取り組んでいきます

今後実施されていく裁判手続のIT化は、手続の合理化、迅速化を可能にし、事件の早期解決に大いに役立つものと確信しています。

一方で、司法統計を見ますと、我が国の民事裁判の多く、こと簡易裁判所の事件に至っては約9割が弁護士や司法書士などの専門家が代理人として法廷に立たない本人訴訟となっております。裁判手続あるいはITに不慣れな本人訴訟の当事者の中には、十分にIT化のメリットを受けられない方も出てくるのが予想されています。司法書士は、そのような方々の不安に寄り添い、どんな方も制度から取り残されることがないように努めていきます。また、司法書士は既にIT化の進んでいる登記手続に対応しており、裁判のサポート業務においてもIT化への対応を進めていきますので、安心してご相談いただければ

と思います。

司法書士はこれまで、裁判書類の作成、簡易裁判所での裁判代理という形で、裁判分野においても国民の皆様様の権利保護に取り組んでまいりました。この姿勢自体は、裁判手続のIT化後も変わるものではありません。

世の中では、司法書士は「登記の専門家」というイメージが強いと思いますが、私たちは「法律家」として日々研鑽を積んでいます。登記をはじめ紛争の予防に精通しているのは当然のこと、実際に起きてしまった紛争への対処もできなければ、法律家としては片手落ちです。そこで私たちは、さまざまな相談事業や委員会活動、研修によって、紛争解決の取り組みを推進し、能力の向上に努めています。
ぜひ紛争の解決は司法書士にご相談ください。



東京司法書士会
理事
岩白 啓佑

「裁判どうしよう……」と悩んだら司法書士にご相談ください。

あなたに合った裁判のサポート方法から、一緒に考えます。 **司法書士ホットライン**
まずは右記にお電話ください。

TEL.03-3353-2700

ホットラインでのご相談は無料です。

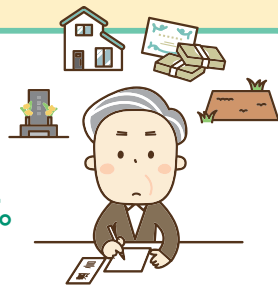
平日10:00～15:45 ※年末年始、お盆期間を除く

なんでも相談室



Q2

独身の60代男性です。弟とは疎遠で、その子ども(甥や姪)にも迷惑をかけたくないの、私の死後の後始末一切は専門家に任せたいと思っています。今からどのような準備をしておけばよいですか？



A あなたが将来、ご親族のお世話になる可能性の高い局面は、大きく3つ想定されます。

①**判断能力の衰え**。これは死後の問題ではありませんが、例えば認知症を患い、判断力が低下した場合には、入院や施設入所の手続などを親族が行わなければならない、その支払いについても親族のほうへ請求される可能性があります。

②**死後の手続**。死亡届や火葬埋葬許可など役所の手続、葬儀や納骨など供養の手続、医療費などの残った負債の支払い手続などがあり、これらも親族が行うのが一般的です。

③**遺産の整理**。遺産となる財産がある場合に、その承継者を決定し引き継がせる手続は、相続人の立場にいる親族が行う必要があります。

これら3つの局面でなるべく親族の手を煩わせないよう、今のうちに準備をすれば、司法書士などの専門家と下記の契約を締結することをおすすめします。

①**に対して「任意後見契約」**。任意後見契約は、判断能力が衰えた場合に特定の専門家に後見人になってもらえるよう、あらかじめ契約するものです。判断能力が衰えたときには後見人が入院や施設入所の手続などで親族の代役となれます。

②**に対して「死後事務委任契約」**。死後事務委任契約は、②の手続についてあらかじめ専門家に

依頼するという内容の契約を交わすものです。親族の代わりに専門家が契約内容の事務を行うことができます。

③**に対して「専門家を遺言執行者とする遺言書作成(契約)」**。遺言書作成は、遺産を誰にどのくらい分けるかをあらかじめ決定するものです。また、遺言書中に専門家を遺言執行者と定めることができるので、親族に代わって遺言執行者が遺言の内容を実現させることができます。親族に遺産を遺さず慈善事業団体などに寄付することも可能です。

以上の契約は、依頼者の生活ぶり、体調、資産の状況、親族との関係性などによって内容を検討していく必要があるため、専門家との相談が不可欠です。また、いずれの契約を締結している場合であっても、親族ではない専門家には「医療行為の同意権」がないため、「尊厳死宣言」という書類を用意しておくともよい場合があります。

ここまで説明してきましたが、もしも甥御さんや姪御さんがあなたの死後の手続を迷惑と感じることなく、家族の絆と捉えているのであれば、相談して話すほうがよい場合もあります。まだ60代ということで、検討する時間も十分にありますので、一度、ご親族の率直なお気持ちを聞いてみてはいかがでしょうか。

身の回りで起こるトラブルや悩み事。
法律の専門家なら、解決のためのアドバイスができることがあります。
このコーナーでは、皆様のお悩みに司法書士が答えていきます。

Q1

借金返済のための借金をちょこちょこ重ねてしまい、返済のめどが立ちません。
司法書士に「債務整理」をしてもらえると聞きましたが、どんな解決方法がありますか？できれば自己破産は避けたいです。



A 借金のお悩み、解決したいですね。「債務整理」とは、借金の減額や利息の免除などの方法により、返済義務を負っている方（債務者）を救済するための手続です。任意整理、個人再生、特定調停、自己破産の4つの方法があり、それぞれにメリット・デメリットがあります。各手続の概要を下の表にまとめましたので、参考にしてください。

ご相談者は自己破産をしたくないとのことですが、借金額が大きい場合や安定した収入がない場合、高価な財産がないなどの場合は、自己破産を選択するほうがよいケースもあります。どの手続が適しているかは個別の事情によって異なりますので、まずは司法書士にご相談ください。最適な方法を一緒に考えましょう。

手続の種類	メリット	デメリット
任意整理 話し合いによって将来支払う利息を免除し、残りを約3～5年で分割払いするなど負担を軽減。	3か月～半年程度など比較的短期間で手続が終わる。	利息のみが減額対象となるなど、大幅な減額は期待できない。
個人再生 裁判所の認可を受けて借金を5分の1など大幅に減額し、約3～5年で分割払いする。	要件を満たせば住宅ローン特例を使えるため、持ち家を所有し続けることができる。	手続に1年程度かかる。
特定調停 話し合いによって月々の返済額を減らす。	手続が簡易的で、費用が安く済む。	調停が成立しない可能性がある。
自己破産 裁判所の認可を受けて借金全額の返済を免除される。	税金や損害賠償金などを除き、借金がゼロになる。	持ち家、自動車、株式などの財産が処分される可能性がある。

偉人 に学ぶ！

世界の

ピンチをチャンスに変える考え方

挫折、失敗、絶望。生きていれば誰しも

「もうダメかも」と思うような瞬間があるかもしれない。

そんなときは、偉人がヒントをくれる。

どん底を乗り越え、偉業を成し遂げた彼らの考え方に学んでみよう。

今回の名言

「ただひたすら、
静かであることを望みとし、
憂えないことを
楽しみとする」
—— 鴨長明



鴨長明(かものちようめい)

京都の下鴨神社の禰宜の次男として生まれる。後鳥羽上皇が和歌所を設置すると、メンバーに選ばれた。河合神社の禰宜に推薦されるも、同族の鴨祐兼による反対で阻まれて、50歳で出家。随筆『方丈記』、説話集『発心集』など。

「ゆく河のながれは絶えずして、しかも、もとの水にあらず」

鴨長明が執筆した『方丈記』は、清少納言の『枕草子』、吉田兼好の『徒然草』と並ぶ日本三大随筆の一つ。「名文」として名高いのがこの書き出しである。現代語訳するならば、次のようになる。

「流れゆく河のながれは、絶えることはなくて、しかも、もとの水では決してない」

長明が無常観あふれたこの随筆を書き始めたのは、50歳のとき。そこには、知られざる大きな挫折があった。

長明の人生の歯車が狂ったのは、18歳のときに病弱だった父が亡くなったからのことである。長明の父は、下鴨神社の禰宜ねぎという神社の最高責任者を務めていた。そのため、周囲にはいつも人があふれていたが、父が亡くなるや否や、誰もいなくなってしまう。

薄情な世を目の当たりにした長明は、30歳で祖母から引き継いだ家も手放し、小さな家を河原に建てて暮らし始める。人との交流を避けて、和歌を詠み続ける日々を送った。

そんな引きこもりのような生活に、ある日、転機が訪れる。後鳥羽上皇が新古今和歌集の編纂のために和歌所を

設置すると、そのメンバーに長明が選ばれたのだ。

そこでの働きぶりが評価されたのだろう。さらに後鳥羽上皇から「河合社の禰宜ねぎに」と推挙される。長明は喜びを隠せなかった。

ところが、同族の鴨祐兼かものすけかねに阻まれて、この話はなくなくなってしまう。再び絶望の底に落ちた長明は、50歳で出家することを決意。出世競争に敗れたビジネスマンの悲哀に近いものが、このときの長明からは感じられる。

出家した長明は、さらに小さな庵を住まいとした。やがて一人静かな日々にもむしろ充足感を得るようになったようだ。「今回の名言」の言葉を残している。そんな穏やかな生活のなか、書き上げたのが『方丈記』だった。

出世がいきなり取り消されるといって理不尽な仕打ちがなければ、日本文学史上に残る『方丈記』が生まれることはなかった。人生とはつくづく、最期までわからないものだ。

鴨長明の名言

理不尽さに失望したら
人生を見直すチャンス

「相続」4コマ劇場

東京司法書士会では、司法書士制度150周年を記念して「相続」をテーマとする4コマ漫画コンテストを実施。このコーナーでは、その受賞作をご紹介します。

「神山丈瑠賞」 作/金谷 嘉久様

遺産分割



東京司法書士会の活動



Activity Report

「しほたんフォトコンテスト」 受賞作品決定!

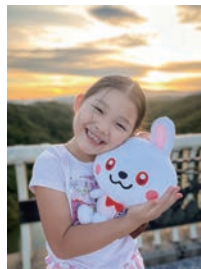
令和5年度司法書士の日記念事業として実施した「東京司法書士会公認キャラクター『しほたん』のフォトコンテスト」に、多数のご応募をいただき、誠にありがとうございました。

厳正なる審査を経て、受賞作品が決定いたしました。

大賞 モンブラン2号 様



会長賞 ♡*せな♡* 様



その他の受賞作品は、受賞作品発表サイトでご覧いただけます。

<https://www.tokyokai.jp/shihotan/photocp/>

台湾新北市地政士公会と 友好協定を締結

東京司法書士会は、2023年12月7日に台湾の新北市地政士公会と友好協定を締結しました。「地政士」とは、日本の司法書士と同様、不動産登記の業務などを行う専門職です。司法書士が台湾の戸籍などを取得しようとするときに、台湾の地政士と連携することがあります。そこで今回、司法書士と地政士の両制度について相互理解を深め、業務交流を増進し、市民に対する法的サービスの向上に資すること等を目的とし、友好協定を締結しました。

また、業務交流の一環として、台湾でも最近新設された任意後見制度の普及に役立てていただくため、日本の任意後見制度について説明する意見交換会も行われました。



司法書士ミニヒストリー

司法書士のルーツは、江戸時代に農民が訴訟を起こすときに手助けをし、書類の作成や手続代行も行って「公事宿(くじやど)」と考えられています。江戸の昔から必要とされてきた「いざというときのサポート役」は、今の司法書士にしっかりと受け継がれています。

今回の表紙

東洲齋写楽「三代目市川八百蔵の田辺文蔵」
(さんだいめいちかわやおそうのたなべぶんぞう)

©公益財団法人アグチ伝統木版画技術保存財団

faro

ファール faro 2024 spring vol.62 / 2024年3月21日発行

発行元:東京司法書士会

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-37

TEL.03-3353-9191

発行責任者:高木宏

編集人:渡邊芳生 稲場康容 手代木美保 佐藤マリン 星寛志 池谷昌亮

制作:株式会社エフピーアイ・コミュニケーションズ 印刷:柳本印刷株式会社

東京司法書士会では無料法律相談を実施しています

※新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、予告なく変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

一人で悩まず、
司法書士に
ご相談ください

公認キャラクター
しほたん



遺言のことを
聞きたい

相続の問題で
困っている

友人との
お金の貸し借りで
困っている

会社をつくりたいけど
どうしよう

クレジット・サラ金の
問題で悩んでいる

不動産の
名義変更をしたい

成年後見制度を
使うには？

弟と
遺産争いに…

隣家と境界線で
トラブルに



電話で
相談したい

会って
相談したい

もめごとを
当事者同士で
解決したい

司法書士
ホットラインに
お電話ください

昼 10:00~15:45



平日(月~金曜)

☎03-3353-2700

夜 17:00~19:45



水・木曜(祝日除く)

☎042-540-0663

2か所の相談センターが
あります。まずは、
電話でご予約ください

四谷

東京司法書士会総合相談センター

新宿区四谷本塩町4-37
(JR四ツ谷駅から徒歩5分)

電話予約はこちら

☎03-3353-9205

平日 9:00~12:00/13:00~16:30

※男性相手には話しにくい悩み事の場合などは、女性司法書士への相談を希望することもできます(女性の方のみ)。電話予約の際に、その旨お伝えください。

立川

三多摩総合相談センター

立川市曙町2-34-13
オリンピック第3ビル202-A
(JR立川駅から徒歩6分)

電話予約はこちら

☎042-548-3933

平日 10:00~16:00

調停センター「すてっき」
で、司法書士が
お手伝いします

裁判ではなく、話し合いによる
解決をめざします

日常生活の中で起こる親族や近隣住人などのトラブルは、できれば裁判ではなく、今後の付き合いのことも考えて、当事者同士の話し合いで解決したいもの。でも、当事者だけでは感情的になってしまったり、法律の専門知識がなくて話し合いが進まない、そんな場合は調停センター「すてっき」で、司法書士がお手伝いをします。

お問い合わせはこちら

☎03-3353-8844

平日 9:00~12:00/13:00~16:30

出張による相談にも
対応しています

お体の事情などで常設相談会にお越しいただくことが困難な方(東京在住の方のみ)を対象に、予約制で、地域の役所や学校などの公共施設、高齢者施設などへの司法書士の出張相談を行っています。

※お申し込みは、施設などを通してお願いします。

お問い合わせはこちら

☎03-3353-9191

(東京司法書士会事務局)

平日 9:00~12:00/13:00~16:30



東京司法書士会のHPからも
お申し込みいただけます



東京司法書士会

<https://www.tokyokai.jp/>

視覚障がいの方の
ための音声コード
(Uni-Voice)です

